

関係施設

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第3項において準用する法第6条の規定により、第31回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成30年7月6日

厚生労働大臣 加藤 勝信

1 試験期日

(1) 筆記試験 平成31年1月27日（日曜日）

(2) 実技試験 平成31年3月3日（日曜日）

2 試験地

(1) 筆記試験 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

(2) 実技試験 東京都及び大阪府

3 試験科目

(1) 筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解

領域：介護

介護の基本 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程

領域：こことからたのしくみ

発達と老化の理解 認知症の理解 障害の理解 こことからたのしくみ

領域：医療的ケア

医療的ケア

総合問題（4領域（人間と社会、介護、こことからたのしくみ、医療的ケア）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題）

(2) 実技試験 介護等に関する専門的技能

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記及び実技の方法により行う。なお、次に該当する者について、必要な配慮を行う。

ア 障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チャエツク解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

イ インドネシア、フィリピン及びバハマとの経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者（以下「EPA介護福祉士候補者」という。）については、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

ウ 外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者については、全ての申請により、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布する。

(2) 筆記試験の出題形式は五択択一を基本とする多肢選択形式とし、問題に図表を用いることがある。出題数は125問、総試験時間は220分間とする。

(3) 実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。なお、一人の受験者の試験時間は「5分間以内」とする。

(4) 次に該当する者は、実技試験を免除する。
ア 5の(1)、(2)、(3)のフ又は(5)に掲げる者
イ 平成28年4月1日から平成30年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第22条第4項に規定する介護技術講習（以下「講習」という。）を修了した者

(5) 出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（このアの規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成31年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

イ 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成31年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

ウ 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（このウの厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成31年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(2) 次に該当する者として、介護等の業務に3年以上従事した者（平成31年3月31日までに3年以上従事する見込みの者を含む。）であつて、法第40条第2項第5号に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う実務者研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者（平成30年12月31日までに修了する見込みの者を含む。）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、言ううあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）の入所者及び保護に直接従事する職員（児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生施設（障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療養施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターのうち、その主たる業務が介護等である者（障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場をいう。）、障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の

6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者通勤車をい。身体障害者福祉工場の設備及び運営について(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置要綱)に規定する身体障害者福祉工場、[知的障害者福祉工場の設置及び運営について(昭和60年5月21日付け厚生省発見第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)]に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館(隣保館の設置及び運営について(平成14年8月29日付け厚生労働省発社授産第0829002号)別紙1(隣保館デザインサービス事業実施要領)に基づく隣保館デザインサービス事業を行っているものに限る。)の職員であつて主たる業務が介護等の業務であるものを含む。)

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設の介護職員

エ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デザインサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員

オ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

カ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

キ 整備法第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デザインサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

ク 指定訪問介護(介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」とい。))に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をい。若しくは指定訪問介護予防訪問介護(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」とい。))に該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)以下「医療介護総合確保推進法」とい。))第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」とい。))第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をい。医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。又は第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イに規定する基準に従つて事業を実施するものである)であつて、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。)をい。訪問介護員等

ケ 指定通所介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をい。若しくは指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をい。若しくは指定介護予防通所介護(指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をい。医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。若しくは指定短期入所生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をい。若しくは指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をい。))又は

第一号通所事業(介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準に従つて事業を実施するものである)であつて、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。))をい。若しくは老人短期入所施設を除く。))の介護職員

コ 指定訪問入浴介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をい。))又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護をい。))の介護職員

カ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」とい。))に該当する同法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をい。))の訪問介護員等

ク 指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をい。))の訪問介護員

ク 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をい。))又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」とい。))に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をい。))を行う施設(老人デザインサービスセンターを除く。))の介護職員

ケ 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をい。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をい。))の介護従業者

ク 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をい。))又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をい。))の介護従業者

カ 指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをい。))の介護従業者

キ 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをい。若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをい。))又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をい。))若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をい。))を行う施設(特別養護老人ホームを除く。))の介護職員

ク 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をい。))、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をい。))又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をい。))を行う施設(指定施設サービス等)に該当する介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をい。))又は指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をい。))、(特別養護老人ホームを除く。))の介護職員

ト 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であつて、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ナ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサージビエ付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ニ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項に規定する指定介護療養型医療施設であつて、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所(以下「病棟等」という。)における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

又 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ネ 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人内科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したものと(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。)において看護の補助の業務に従事する者であつて、その主たる業務が介護等の業務である者

ノ 医療法第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ハ ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

ヒ 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

フ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員

ヘ 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)

ホ 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第185号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヤ 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助に別添」(昭和54年4月11日付け児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ミ 「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ム 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9に基づく「移動支援事業」、別記11(4)に基づく「日中一時支援」又は別記1(4)(2)に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員

員(「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」(平成19年6月18日付け障発第0618001号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」の別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(2)に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものを含む。)

メ 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

モ 「原子爆弾被爆者養護ホームの運営に關する基準について」(昭和63年12月13日付け健医発第1414号)に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員

ヤ 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」(平成5年7月15日付け健医発第765号)に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス」又は「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員

ユ 「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和50年9月19日付け衛発第547号)別添(原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱)に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

ヨ 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

なお、「介護等の便宜を供与する事業」は「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社第29号)に掲げるものを除き、次のような事業であること。

(ア) 地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であつて、介護等の業務を行っているもの

(イ) 介護保険法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス又は(以下「基準該当居宅サービス」という。)又は同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス又は(以下「基準該当介護予防サービス」という。)を行う事業

(ロ) 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

(ハ) 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業(これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によつて実施される場合を含む。)であつて、指定居宅サービス若しくは基準該当居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従つて事業を実施するもの)であつて、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。)をいう。)又は第一号通所事業(同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従つて事業を実施するもの)であつて、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。)をいう。)に準ずるもの

(ニ) 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業(これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によつて実施される場合を含む。)であつて、障害福祉サービス事業に準ずるもの

(ホ) 次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法に基づき高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものである以上3年以上(専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、2年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成31年3月31日までに修得の見込みの者を含む。)

イ 次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法に基づき高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものである以上3年以上(専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、2年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成31年3月31日までに修得の見込みの者を含む。)

イ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものである（平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号）別表第5に定める高等学校等に係る科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

ウ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（専攻科及び別科を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第1条の規定による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」といふ。）別表第1に定める科目及び単位数を修めて卒業した者

エ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第1に定める科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

オ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）において旧施行規則別表第2に定める科目及び単位数を修めて卒業した者

カ 平成26年3月31日までに学校教育法に基づき高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上（専攻科において2年以上）必要な基礎的な知識及び技能を修得する場あつては、2年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、5の②の介護等の業務に9月以上従事した者（平成31年3月31日までに9月以上従事する見込みの者を含む。）

キ 平成28年4月1日から平成32年3月31日までに学校教育法に基づき高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科（修業年限が2年以上であるものに限る。）において2年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、5の②の介護等の業務に9月以上従事した者（平成31年3月31日までに9月以上従事する見込みの者を含む。）

ク 前回は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書の提出したものであるが、当該受験票の提出をもちつて介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。

ク 実技試験の免除を申請した者で、講習を修了しなかつた者にあつては、実技試験免除申請取下書を平成31年1月11日（金曜日）までに提出すること。提出は、原則として簡易書留郵便によることとし、同日までの消印があるものに限る受け付ける。やむを得ず直接持参する場合の受付は、平成31年1月11日（金曜日）午後5時までとする。（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成30年12月29日から平成31年1月3日までの間は除く。）

(4) E P A介護福祉士候補者であつて、5の②の介護等の業務に3年以上従事した者（平成31年3月31日までに3年以上従事する見込みの者を含む。）

(5) 5の②の介護等の業務に3年以上従事した者（平成31年3月31日までに3年以上従事する見込みの者を含む。）のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程（以下「介護職員基礎研修課程」といふ。）を修了した者であつて、施行規則別表第3号の喀痰吸引等研修（別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修を除く。以下「喀痰吸引等研修」といふ。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの（平成30年12月31日までに修了する見込みの者を含む。）

6 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

イ 受験申込書 施行規則様式第5により作成することとし、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

ロ 写真 受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。

リ 5の①に該当する者が提出する書類 学校の発行に係る卒業証明書又は卒業見込証明書

ル なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成31年4月12日（金曜日）までに卒業証明書を提出すること。

レ おつて、試験に合格した場合であつても、当該証明書が提出されるまでは、介護福祉士国家試験合格証書は、交付しない。

ル 5の②、③の力若しくはキ、ク又はクに該当する者が提出する書類 勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあつては、平成31年4月12日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

エ 5の②に該当する者が提出する書類 受験申込書提出の際にすでに実務者研修を修了している者にあつては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了証明書、受験申込書提出後に実務者研修を修了予定の者にあつては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了見込証明書

オ なお、実務者研修修了見込証明書を提出した者にあつては、平成31年2月1日（金曜日）までに、実務者研修修了証明書を提出すること。

ウ 5の③に該当する者が提出する書類 学校長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面）又は卒業見込証明書（平成20年度以前に入学した者については、卒業証明書及び履修証明書）

エ なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成31年4月12日（金曜日）までに卒業証明書を提出すること。

ロ おつて、試験に合格した場合であつても、当該証明書が提出されるまでは、介護福祉士国家試験合格証書は、交付しない。

リ 5の⑤に該当する者が提出する書類 介護職員基礎研修課程の実施者が交付する介護職員基礎研修修了したことを証する書類

ル 受験申込書提出の際にすでに喀痰吸引等研修を修了している者にあつては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類、受験申込書提出後に喀痰吸引等研修を修了予定の者にあつては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類

レ なお、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出した者にあつては、平成31年2月1日（金曜日）までに、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。

第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書及び履修証明書を提出していないものを除く。）にあつては、当該受験票の提出をもちつて、実務経験証明書、卒業証明書（学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者にあつては、これを証する書面）及び履修証明書の提出に代えることができる。

ク 4の④イにより実技試験の免除を申請する者が提出する書類 受験申込書提出の際にすでに講習を修了している者にあつては講習の実施者が交付する介護技術講習修了証明書、受験申込書提出後に講習を修了予定の者にあつては講習の実施者が交付する介護技術講習修了通知書

ク なお、介護技術講習受講決定通知書を提出した者にあつては、平成31年2月1日（金曜日）までに、介護技術講習修了証明書を提出すること。

ク 前回は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものであるが、当該受験票の提出をもちつて介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。

ク 過去の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、実務者研修修了証明書を提出したものであるが、当該受験票の提出をもちつて実務者研修修了証明書の提出に代えることができる。

ク 実技試験の免除を申請した者で、講習を修了しなかつた者にあつては、実技試験免除申請取下書を平成31年1月11日（金曜日）までに提出すること。提出は、原則として簡易書留郵便によることとし、同日までの消印があるものに限る受け付ける。やむを得ず直接持参する場合の受付は、平成31年1月11日（金曜日）午後5時までとする。（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成30年12月29日から平成31年1月3日までの間は除く。）

